

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第1213-2号
令和4年(2022年)12月16日

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 永松 文彦 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 4-30 号
土地利用類型 の 名 称	一般住宅地、沿道住宅地
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 (地名地番)	鎌倉市山崎1139番1ほか4筆
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅を主体とした土地利用が中心だが、少数の店舗が混在立地しており、最近では車対応型の店舗や時間貸の駐車場等が増えている。 ・全般的には低層であり、開放的なスケール感を持っているが、主要な道路沿いでは、中高層の建築物の立地も見受けられる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根及び外壁の基調色は、景観計画に適合している。(屋外広告物については別途協議を要する。) ・建築物の前面には、ゆとりのある空間が設けられている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	